

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づき農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 29 年 3 月 29 日

須賀川市長 橋本 克也

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

西川地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 29 年 3 月 29 日（当初作成）

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

法人 1 経営体

個人 9 経営体

4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機構の活用方針

当初は、農業委員会の農地法や農業経営基盤強化法による利用権の設定。

将来的には中間管理機構の活用も検討する。

6. 地域農業の将来のあり方

西川地区の水田は 1/3 程度で基盤整備が行われたが、それ以外のほ場の条件はあまり良くない。

地区では水稻と園芸品目や果樹などの複合経営を行っている担い手が多く、6 次化の加工に取り組んでいる者もいる。

現在、一定の担い手はいるが、農業従事者の高齢化及び後継者不足などにより、耕作放棄地の増加が懸念されている。

今後は、担い手や定年後の就農者の確保に努め、離農者の農地の受入れ体制を確立できるように努める。

また、農地の出し手にも、水管理や草刈りなどに協力してもらい、地域が一体となって農地を守っていく体制を整えていく。